

平成29年10月23日

静岡大学社会人入試志願者の皆様

静岡大学

平成30年度社会人入試学生募集要項の記載誤りについて

平成30年度社会人入試学生募集要項において、Ⅲ. 出願資格（3ページ）に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

(誤)

学部	学科名	選抜方法
人文社会科学部 (夜間主コース)	法学科	高等学校を卒業した人(通常の課程による12年の学校教育を修了した人を含む)及び平成29年3月高等学校卒業見込みの人または学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人で、次のいずれかに該当する人 1 平成29年4月1日において、1年以上の職歴を有する人または1年を経過することが見込まれる人 〈 以下略 〉
	経済学科	【経済学科は、第1期及び第2期に共通します。】 高等学校を卒業した人(通常の課程による12年の学校教育を修了した人を含む)及び平成29年3月高等学校卒業見込みの人または学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人で、次のいずれかに該当する人 1 平成29年4月1日において、1年以上の職歴を有する人または1年を経過することが見込まれる人 〈 以下略 〉



(正)

学部	学科名	選抜方法
人文社会科学部 (夜間主コース)	法学科	高等学校を卒業した人(通常の課程による12年の学校教育を修了した人を含む)及び平成30年3月高等学校卒業見込みの人または学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人で、次のいずれかに該当する人 1 平成30年4月1日において、1年以上の職歴を有する人または1年を経過することが見込まれる人 〈 以下略 〉
	経済学科	【経済学科は、第1期及び第2期に共通します。】 高等学校を卒業した人(通常の課程による12年の学校教育を修了した人を含む)及び平成30年3月高等学校卒業見込みの人または学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人で、次のいずれかに該当する人 1 平成30年4月1日において、1年以上の職歴を有する人または1年を経過することが見込まれる人 〈 以下略 〉